

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
 保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
 保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
 規定に基づき、公示する。

令和 七 年 六 月 二十三日

北海道厚生局長

一瀬 篤

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
北医 三五三五一	本田 寛仁	令和 七年 六月 六日
北医 三五三三三	高橋 拓海	令和 七年 六月 九日
北医 三五三五四	宮脇 宗羅	令和 七年 五月 十六日
北医 三五三五五	重原 研吾	令和 七年 五月 二十一日
北医 三五三五六	武田 隼弥	令和 七年 五月 二十一日
北医 三五三五七	川端 美結	令和 七年 四月 三十日
北医 三五三五八	藤島 朱理	令和 七年 四月 三十日
北医 三五三三九	市川 芽衣	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五三六〇	星野 健太	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五三六一	佐々木 あずる	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五三六二	宮澤 諒	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五三六三	鉢呂 広介	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五三六四	中川 晃祐	令和 七年 四月 二十五日
北医 三五三六五	小嶋 凌虎	令和 七年 五月 二日
北医 三五三六六	宇高 彩	令和 七年 五月 二日

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
 保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
 保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
 規定に基づき、公示する。

令和 七 年 六 月 二十三日

北海道厚生局長

一瀬 篤

登録の記号番号

氏

名

登録年月日

北 歯 一 一 〇 〇 六

三 上 拓 人

令和 七 年 六 月 八 日

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
 保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
 保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
 規定に基づき、公示する。

令和 七 年 六 月 二十三日

北海道厚生局長

一瀬 篤

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
北薬 一八六七一	関戸 海舟	令和 七年 五月 三日
北薬 一八六七二	青柳 萌	令和 七年 五月 四日
北薬 一八六七三	Yoon Jinyoung	令和 七年 五月 八日
北薬 一八六七四	鈴木 深珠	令和 七年 五月 三十日
北薬 一八六七五	寺尾 友梨	令和 七年 五月 三十日
北薬 一八六七六	西谷 航生	令和 七年 五月 三十日
北薬 一八六七七	飯野 結衣	令和 七年 五月三十一日
北薬 一八六七八	竹市 雄	令和 七年 六月 二日
北薬 一八六七九	齋藤 有那	令和 七年 六月 三日
北薬 一八六八〇	高橋 侑里	令和 七年 六月 三日
北薬 一八六八一	中島 沙貴	令和 七年 六月 四日
北薬 一八六八二	中村 駿希	令和 七年 六月 四日
北薬 一八六八三	石塚 直希	令和 七年 六月 五日
北薬 一八六八四	岡部 恵	令和 七年 六月 五日
北薬 一八六八五	清枝 勇太	令和 七年 六月 八日
北薬 一八六八六	山崎 晃憲	令和 七年 六月 十日
北薬 一八六八七	前田 裕子	令和 七年 五月 十四日
北薬 一八六八八	八重樫 拓真	令和 七年 五月二十一日